

令和 6 年度

宇都宮大学共同教育学部卒業論文

生徒主体の運動部活動への 考察と具体的なモデル案の検討

宇都宮大学共同教育学部

学校教育教員養成課程 社会分野

211021A 伊藤 篤志

目次

はじめに	1
第Ⅰ章 運動部活動の現状	2
第1節 運動部活動とは	2
第2節 運動部活動の課題	3
第Ⅱ章 運動部活動の歴史	6
第1節 運動部活動の始まりと戦前の運動部活動	6
第2節 終戦直後～1950年代	7
第3節 1960年代	8
第4節 1970年代	9
第5節 1980年代	12
第6節 1990年代～2000年代	14
第Ⅲ章 運動部活動の教育的効果	17
第Ⅳ章 生徒主体の運動部活動	20
第1節 生徒主体の運動部活動とは	20
第2節 生徒主体の部活動の実態	21
第3節 生徒主体の部活動のモデル案	23
終わりに	27
参考文献・資料	30

はじめに

昨今、教員の過重労働問題が叫ばれる中で、部活動に関する負担や問題も紛糾してきている。教員自身の部活動の運営に携わることによる負担、生徒への体罰、暴言や過度な勝利至上主義などは長年部活動に関しては、言われてきたことである。その中で、部活動の地域移行への動きが文部科学省を中心に見られているが、なかなか進んでいない現状がある。自分も中学高校時代に運動部活動に所属しており、また公立学校における教育実習において、部活動に参加したことにより、現在の部活動の問題を認識している。しかし、自分自身の経験や現在行われている部活動改革において、あまり生徒の意思や意見が反映されていないのではないかなんかというふうに感じた。教員の負担軽減ももちろん大事であるが、部活動の在り方に疑問が生じている今だからこそ、本当に生徒にとってよい部活動の形を何かを考えていくタイミングではないかと思う。その中で参考文献を読んでいった際に、神谷拓教授が提唱する「部活動は結社であり、部員たち同士で自治を行う」という生徒主体の民主主義的な部活動の形に共感し、自分なりにそのような部活動の形が実現できないかを考えてみたいと思ったからである

本論文では、運動部活動の現状そして課題、さらに運動部活動の歴史、教育的効果について触れ、その上でどのようなものが生徒主体の運動部活動になるのかというのを考えていくものである。

第Ⅰ章運動部活動の現状

第１節運動部活動とは

運動部活動は、学校教育活動の一環として、日本の中学校や高等学校における課外活動として、生徒の自主的・自発的な参加を基盤に教員（顧問）の指導の下で行われる。その目的は、スポーツを通じて生徒の体力や技能の向上を図るだけでなく、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、多様な教育的意義を持っている。さらに、運動部活動は、生徒同士や教員と生徒との人間関係の構築を図る場としても重要である。異年齢との交流を通じて、協調性やコミュニケーション能力が育まれ、生徒の社会性の発達にも寄与する。これらの経験は、生徒の人格形成や生涯にわたるスポーツとの関わり方にも大きな影響を与えていく。

次に部活動が学習指導要領においては、どのように記述されているかを述べていく。中学校学習指導要領においては、「第１章総則 第５学校運営上の留意事項」において、「生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。」というようになっている。

高等学校学習指導要領においても同様に、「第１章総則 第５款 教育課程の編成・実施にあたって配慮すべき事項」において、「生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。」というようになっている。

第2節運動部活動の課題

運動部活動には多くの課題が存在し、近年、社会的な関心も高まっている。本節では、運動部活動における主な課題について、教員の負担、生徒の安全管理、指導体制の問題、活動の多様化の必要性、地域移行の課題という観点から詳しく考察する。

運動部活動の指導は、主に学校教員が担当しているが、その負担が過重になっていることが問題視されている。OECDの調査によると、日本の教員の労働時間は世界でも長く、その中でも部活動指導に割かれる時間は他国と比較して非常に多い。授業準備や成績管理といった本来の業務に加え、朝練習、放課後の指導、休日の試合や遠征など、長時間労働が常態化している。

さらに、教員の専門性の問題もある。担当教科と無関係な競技の指導を任されるケースが多く、十分な指導力を持たないまま指導を行っている実態がある。これは、指導の質の低下だけでなく、教員の精神的負担の増大にもつながる。そのため、外部指導者の積極的な活用や、教員の負担軽減策の導入が求められている。

運動部活動では、怪我や事故のリスクが伴う。特に、柔道やサッカーなどの接触の多い競技では、脳震盪や骨折などの重大な怪我が発生する可能性がある。日本体育協会の調査では、年間を通じて部活動中の事故件数が一定数発生しており、その中には重篤なケースも含まれる。

また、適切な休養の確保も課題の一つである。過剰な練習時間や、適切な休息が取れない環境では、生徒の心身に負担がかかる。これにより、オーバートレーニング症候群やバーンアウト（燃え尽き症候群）を引き起こし、最終的には運動か

らの離脱につながる可能性がある。そのため、適正な練習時間の設定や休養日の確保が求められている。

運動部活動の指導体制には、指導者不足や指導の質の向上といった課題がある。近年、外部指導者の導入が進められているが、十分な指導者を確保することが難しく、教員に過度な負担がかかるケースも見られる。

また、指導方法の適正化も重要な課題である。過去には、部活動内での体罰やハラスメントが問題視されており、一部の指導者による行き過ぎた指導が問題となっている。スポーツ庁は「スポーツ指導者の倫理指針」を策定し、指導者の適正な指導を求めているが、学校現場では依然として改善の余地がある。従来の部活動は、競技志向が強く、全国大会や公式戦での勝利を目指すことが中心となるケースが多い。しかし、すべての生徒が競技レベルの向上を目指しているわけではなく、運動を楽しむことや健康維持を目的とする生徒も少なくない。

こうした背景から、運動部活動の在り方を多様化する必要性が指摘されている。例えば、スポーツを楽しむことを目的としたレクリエーション型の部活動や、特定の競技にこだわらず、様々なスポーツを体験できる「総合型クラブ活動」の導入が考えられる。これにより、生徒一人ひとりのニーズに応じた活動が可能となる。

近年、運動部活動の負担軽減策として、学校単位ではなく地域単位での活動への移行が進められている。これは、教員の負担軽減や指導の専門性向上を目的としている。しかし、地域移行にはいくつかの課題が存在する。まず、受け皿となる地域クラブの整備が十分ではないことが指摘されている。特に地方では、指導者の確保や活動場所の確保が難しく、すべての地域で同様の移行が可能とは限らない。次

に、費用の問題もある。従来の学校部活動は、学校予算の一部で運営されていたが、地域クラブに移行することで活動費の自己負担が増加する可能性がある。経済的な負担が大きくなることで、スポーツに参加できる生徒とそうでない生徒の格差が生じる可能性が懸念されている。

さらに、保護者や地域住民の協力が不可欠であるが、その意識改革や協力体制の構築にも時間がかかることが予想される。学校と地域の連携を強化し、持続可能な地域クラブの運営モデルを確立することが求められている。

本章では、運動部活動における主な課題について考察した。教員の負担増加、生徒の安全管理、指導体制の問題、活動の多様化の必要性、そして地域移行に伴う課題など、多くの課題が存在することが明らかになった。運動部活動の持続可能な発展を実現するためには、これらの課題に対する具体的な解決策が求められる。外部指導者の確保や、適切な休養日の設定、ハラスメント防止策の強化、レクリエーション型の活動の充実、地域との連携強化など、多方面からの取り組みが不可欠である。今後も、運動部活動の在り方について継続的な議論を行い、生徒にとって最良の環境を整えることが重要である。

第Ⅱ章 運動部活動の歴史

第1節 運動部活動の始まりと戦前における運動部活動

運動部活動の起源は、今から130年以上前に遡る。1870年以降、様々なスポーツが日本に紹介され、1877年ごろには東京大学にボートクラブがあったと言われており、他の高等教育機関でも、運動部活動が作られた。さらに、運動部活動の連合組織である「運動会・校友会」がつくられ、だんだんと学校公認の組織になった。その後、学生たちは校外でスポーツを楽しむだけでなく、対外試合に積極的に取り組むようになり、同時にスポーツを小中学校へと広めていった。大学の運動部員による活躍もあり、小、中等学校に運動部活動や校友会が、学校側が大きく関与する形で発足されるようになった。1900年代に入ると徐々に対外試合が活発に行われるようになり、運動部活動が過熱化するようになった。その中で、学業との両立、いきすぎた練習や勝利至上主義といった問題が起こり、それらを防ぐために様々な規制が設けられ、学校教育の中で指導の方針が示されるようになった。しかし、具体的な指導の内容や方法は示されなかった。1910年代以降、国による学校教育の管理や統制が強まっていく中で、1941年の国民学校令により、「戦争に突入した時に、命をかけて国、天皇を守る」つまり、皇国民の錬成に向けた教育が推進されるようになったのである。その中で運動部活動の目的や運営も皇国民の錬成のために変えられていった。野球やテニスといった従来のスポーツではなく、グライダー訓練や馬事訓練といった戦争に関する取り組みに変わり、対外試合も精神修練の場となるが、戦況の悪化により、多くの生徒が戦争に駆り出されることとなった。

第2節 終戦直後～1950年代

終戦直後から1950年代までの部活動の特徴は、自由と自治を基調とする運動部活動に民主主義的な価値が与えられ、それを人間形成の手段として活用するために学校と教師のかかわりの必要性が叫ばれたことである。戦前の軍国主義を否定する形で、終戦直後から民主主義を基調とする教育改革が行われた。体育領域の改革は、「体操からスポーツへ」と総括されているように、自発的に行われるスポーツに大きな価値を与えた。こうして価値づけられたスポーツの中で、とりわけ奨励されたのが運動部活動であった。運動部活動は、教師に強制される教科活動ではなく、少なくとも建前上は、生徒自身が自発的に行う活動である。

それゆえ運動部活動は、教師ではなく生徒を中心に据えられて、民主主義的な教育改革において、民主主義的な人間形成の手段として高く価値づけられた。このように民主主義的価値の与えられたスポーツを多くの生徒が行えるようにするために、運動部活動の整備が求められた。これは生徒に任せきりにしてしまった場合に教育上の問題が生じるとも懸念されたからである。ただしこの整備は、文部省による統制によってではなく、学校と教師の手によって成し遂げられた。なぜなら、画一的な整備の仕方は、生徒の自発性を損なう「形式化」と「強制」を意味するとして忌避されたからである。それゆえ、運動部活動を整備するためには、それが課外活動でありながらも、学校や教師が主体的にかかわることが必要とされた。しかし一方で、こうした運動部活動への学校や教師のかかわり、そして文部省の統制を、スポーツの自由と自治を損なうものとして批判された。スポーツの自由と自治を追求するためには、生徒の意思を最大限に尊重し、学校や教師のかかわ

りは最小限に抑えられねばならなかったのである。こうした自治／統制の二重性は、基本的にその後も引き継がれていった。ただし、この二重性は、統制によって生徒の自治が擬制的なものにならざるを得ない点で、そして生徒の自治を尊重しようとするために統制が徹底され得ない点で、原理的に矛盾を含むものであったといえる。

第3節 1960年代

1960年代までの運動部活動の特徴は1964年の東京オリンピック開催との関係から、文部省の統制が緩和され競技性が高まったが、あくまで学校教育の一環として編成するために学校と教師の主体性を確立する必要性が叫ばれた点にある。競技団体は、オリンピックで好成績を残すために早期から中高生の競技力を向上させることが必要であると主張し、それによって文部省の規制が緩和された。これは、運動部活動をスポーツとして推進しようとするものであったが、そこで教育との結び付きが断ち切られたわけでは必ずしもなかった。オリンピックを見据えて選手を養成することが、各人の能力の違いに応じて、それぞれの能力を最大限に発達させるという点で、まさに教育でもある、と意味づけられたからである。つまり、「能力の発達」を媒介として、スポーツと教育の矛盾が超克されたわけである。このように、運動部活動をスポーツと見なして、そこで選手養成を目指す流れは、それが能力の発達につながる教育でもあると見なされることで、強く後押しされていった。

しかし、競技性が極度に高まったことで、一般生徒がスポーツに触れる機会が妨

げられてしまうことが問題視された。それゆえ統制を再び強化しようとする動きが出てきた。1957 年文部省通達（指導）では、「運動部の運営が、単に生徒の自主的活動に放任されることなく、学校教育の一部としてじゅうぶんな指導の行われる」ことが記され、具体的な留意点が細かく記された。こうした競技性の高まりとその反動としての統制の強化は、運動部活動を、いかにして、どの程度まで、学校内に留め置くのかという問題を浮上させた。その中で、学校と教師が主体性を確立することが必要とされた。また対外試合のあり方は、学校と教師の決断によって解決されるべき問題であり、それを制限する文部省通達は、学校と教師の主体性を確立することによって撤廃されねばならないとされた。

運動部活動が東京オリンピックに振り回された反動として、1950 年代に叫ばれた学校と教師のかかわりの必要性を再強調するように、学校と教師が主体性を確立する必要性が求められたのである。その上で、学校と教師が主体的に、一部の選手に独占される運動部活動のあり方を、一般生徒に運動・スポーツの機会を与えられるように変えていくことが望まれた。こうした議論の流れは、1970 年代に本格化する大衆化路線の政策を後押しし、実態としても教師のかかわりを増やしていた。ただし、学校と教師が主体的に多くの生徒を抱え込むべきとする理念は、その後、教師の負担と保障問題に直面することになった。

第 4 節 1970 年代

1970 年代の運動部活動の特徴は、競技性の高まりに対する反省から大衆化が追求され、それに伴って教師の保障問題が生じた点にある。1969 年・1970 年の学習指

導要領では、総則内で教育活動全体を通じて「体育」を行うように記され、特別活動内に必修の「クラブ活動」が設置された。これにより、必修クラブ活動と運動部活動を互いに相乗させながら、スポーツを大衆化させることが意図していた。また中学では年一回の全国大会が、高校では年二回の全国大会が認められたことにより、多くの生徒により多くのスポーツ機会を与えることが目指されたといえる。そしてスポーツを大衆化させるために、学校と教師が運動部活動へかかわることが求められたわけである。この大衆化路線の中で、運動部活動は拡大し、教師のかかわりも大きくなってきた。必修クラブ活動がスポーツに触れる機会を増やし、その延長として運動部活動を位置づける学校も出てきたことで、運動部活動の加入率は増加していった。と同時に、教師が何らかの部の顧問に就くことが通例となってきたそれゆえ教師の負担が一層重くなり、顧問に就くことに消極的な教師も増えていった。そのため、かねてから問題とされながらも解決されなかった教員手当問題がクローズアップされた。それに対応して文部省と人事院は、1971年「教育職員調整額」、1972年「教員特殊業務手当」を制度化し、運動部活動に指導や対外試合の引率など、業務範囲の不明瞭な教員の特殊な勤務状況に対する手当をいくらか充実させた。しかしながら問題が完全に解消されたわけではなかった。さらに教員手当問題の他に、顧問教師の責任範囲も問題となった。この顧問教師の責任範囲は、実際の裁判結果を見ても、事故の原因や過失の有無などによって事例ごとに多様であった。そのため、教育課程に含まれない活動に不十分な手当で従事しているにもかかわらず、もし事故が起きれば刑事・民事・行政上の責任を取らねばならないとすれば、教師は顧問を引き受けることに消極的にならざるを得なかった。運動部活動の大衆化を追求した結果、膨れあがった運動部活動を支える制度

的な綻びが顕在化したといえる。そうした教師の保障問題は、その一つの解決策として、運動部活動の社会体育化を模索する政策へつながっていった。必修クラブ活動設置以来、それと内容的に類似した運動部活動の取扱い方が現場ではより一層不明瞭になっていた文部省は、運動部活動は「教育課程の一部ではないが、学校教育活動の一部」であり、それを「学校の教育計画の中に盛り込んで実施するかどうかは、当該学校の判断に委ねられている」と回答した各学校は、自らの裁量で運動部活動の処遇を迫られたわけである。その結果、従来どおり学校教育活動として行うケースがほとんどだったが、中には、部分的あるいは全面的に運動部活動を社会体育化するケースもあった。熊本県は、県全域で大規模に社会体育化を政策的に進めた。熊本県では、1967 年ごろから教員手当問題が議論され始め、1970 年 7 月には熊本県内の学校の運動部活動中の事故に対する学校側の敗訴が決定した。それを受けて熊本県教育庁は県全域で運動部活動を社会体育化することを決定し、1970 年 11 月にその旨を記した通達「児童・生徒の体育・スポーツ活動について」を出し、運動部活動を勤務時間内に制限し、それ以降は学校教育活動以外のスポーツ活動として、別途、新たな体制を整えて実施するようにした。そして熊本県全体では、1976 年度においてスポーツクラブ加入率が中学校で 52.3%、高校で 21.0%にまで増加した。こうした熊本県のケースは「社会体育の勝利」と呼ばれ、運動部活動の社会体育化は順調に進んだように見えた。しかし、1978 年に日本学校安全会の災害共済給付制度が大幅に改善されたことで、事態は急転した。日本学校安全会の災害給付制度とは、学校における児童生徒の事故への特別な救済制度である。事故に対する教師の過失が追求されることで教育活動の遂行に支障が生じてしまうことが懸念されていた。そこでこの災害給付制度の内容が

改善された。他方で熊本県では、運動部活動の社会体育化を円滑に進めるため、独自に、熊本県スポーツ災害見舞金運営審議会による、スポーツクラブでの事故補償制度を設けていたが、その補償内容は、改善された日本学校安全会の災害給付制度には及ばなかった。そのため、より充実した日本学校安全会の災害給付制度を受けるためには、教師が指導する運動部活動に戻る必要があった。こうした補償の手厚さの違いが一つの背景となり、社会体育化されつつあった運動部活動は、ふたたび学校へ戻っていった。

第5節 1980年代

1980年代の運動部活動の特徴は、運動部活動を生徒の非行防止手段として扱われながら、その一方で、台頭しつつあった生涯スポーツ論との関連が考えられ、始めたところにある。1970年代に模索された運動部活動の社会体育化は、結局のところ失敗に終わった。しかし社会体育化したクラブで指導が過熱し学業が疎かになるなど、指導者の教育的配慮の無さが問題視され、運動部活動には教育的効果があると見直された。そうした運動部活動の見直しが始まった1980年代は、同時に生徒の非行が大きな問題となった時代でもあった。学校教育の整備・拡充が極点に達した1970年代半ばから、校内暴力事件が多発し、1980年代の学校は生徒の非行問題への対処が迫られた。運動部活動の見直しと再評価は、この生徒の非行問題から、非行防止の手段として運動部活動が学校に必要であるというように考えられるようになった。これは運動部活動がストレスの解消や非行少年の更生を促す効果があると考えられたからである。それに伴って学校や教師は運動部活動へ

のかかわりをこれまで以上に大きくし、この時期に運動部活動の規模はかつてない程に拡大した。そうした運動部活動の拡大を裏書きするように、過剰な活動に伴う生徒の怪我や学業との両立、顧問教師の負担などを問題視された。このように非行防止の手段として運動部活動を位置づけたことで、学校と教師はそれにかかわり、生徒自身の意思とは別に、生徒に運動部活動の加入を推奨し、あるいは強制するようになった。その中で、抑圧的な体罰やしごきという問題も生じた。他方で、学校教育の外側から運動部活動の位置づけに影響を与える議論が台頭してきた。それが生涯スポーツ論であった。生涯スポーツ論とは、一生涯を通じてスポーツに親しむことに価値を置く理念であり、その実現を目指す運動である。この生涯スポーツは、時間的には就学期間に限らず一生涯にまで拡張したものであり、空間的には学校体育と社会体育という区分を統合したものである。つまり、生涯スポーツが盛んに叫ばれた 1980 年代は、「いつでも、どこでもスポーツができる」ことが目指され始めた時代だといえる。これは、学校教育の枠を超えたスポーツ振興を目指す点で、1950 年代から地続きのスポーツの自由と自治を求めた議論の延長線上にある。運動部活動のあり方も、この生涯スポーツとの関連で再考されねばならないとされた。生涯スポーツを振興するための重要な課題は、スポーツの継続であり、運動部活動は生徒が参加し続けられるように変わらねばならない。そして最後まで生徒が運動部活動に参加し続けることによって、生涯スポーツへ結びつくというわけである。

第 6 節 1990～2000 年代

1990 年代から 2000 年代までの運動部活動の特徴は、生涯スポーツ論・子どもの権利保障・教師の負担・「生きる力」育成との関連から「開かれた運動部活動」が求められ、多様化＝外部化の推進が図られようとした点にある。1990 年代以降、運動部活動は「自由で多様で開放的」になるべきであり、「閉鎖系から開放系へ」転換すべきであると主張され、運動部活動を地域社会に「開いた」後、生徒、保護者や地域住民の参加によって民主的にそれを再編しようとする、参加民主主義的な基調になったためである。教育の政策面では、文部省・学校・教師の介入を低減させようとする新自由主義的な流れがあったが、ちょうどそれを補完するように、議論面では、この「開かれた運動部活動」論に代表される参加民主主義的な流れがあった。

まず 1980 年代に台頭してきた生涯スポーツ論は、多くの生徒が参加し続けられるために、運動部活動が生徒の多様なニーズへ対応することを求めていった。しかし、子どもの多様なニーズに合わせた形態や内容を用意するためには、学校や教師の力だけでは足りない。だから、地域住民を指導者として活用するなどの学社連携を図り、地域社会にスポーツクラブをつくるなどの学社融合へ向かうべきであるとされた。さらに、スポーツの継続を突き詰めて、「いつでも、どこでもスポーツができる」ためには、学校教育の枠を超える必要もあった。それゆえ、運動部活動を地域社会へ移行することが求められ運動部活動に代わる総合型地域スポーツクラブの育成が求められた。このように生涯スポーツ論は、スポーツの継続という観点から、生徒の参加を求め、それを支えるために運動部活動のあり方自体

を地域社会へ開くことを求めていった。つぎに、1980年代の管理主義批判の延長線上として、子どもの権利保障を求める議論があった。1989年11月に国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択され、日本は1994年に批准した。同条約は、子どもを保護対象ではなく権利主体として見なし、31条で休息・余暇・遊び・レクリエーションへ参加する権利を保障した。1980年代末から1990年代に、この子どもの権利を重視する立場から運動部活動のあり方を組み立て直そうとする議論が出てきた。そこでは、体罰やしごきによって生徒の基本的な人権が侵害されていることや、課外活動にもかかわらず子どもの参加が強制されることで保護者の教育権が侵害されていることなどが告発された。その上で、「子どもはスポーツの主人公」といった表現で、子どもの権利を保障する運動部活動のあり方が目指された。これは、権利主体である生徒自身と、生徒の代理人であり当事者でもある保護者が運動部活動に参加することで、民主的な再構築を図ろうとしたのである。

このように子どもの権利保障を求める議論は、生徒と保護者の参加を通して、運動部活動自体やそのあり方を決める権限を生徒と保護者に開くことを求めていった。また、予てから問題となっていた教師の負担は、解消されることなく引き続いていった。新聞各紙は、負担過重で悩む顧問教師の姿や、顧問教師の不足で廃部する現状を報道し、その反面で外部指導員の導入や地域スポーツクラブとの連携のメリットや意義を強調した。このように教師の負担を問題とする議論は、活動を維持させようとする観点から、運動部活動を支える人材や母体を地域社会に開くことを求めていった。

さらに、1996年の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り

方について」で言及された「生きる力」についてである。その内容の一つとして自治能力を含んでいた。そのため、自治の仕方を学ぶことができる運動部活動が、「生きる力」を育成する観点から再評価されたのである。「生きる力」育成を強調する議論の中には、運動部活動のあり方自体を地域社会に開くことを求める立場も含まれていた。以上のように、互いに文脈を異にする各議論は、参加民主主義的な「開かれた運動部活動」論と関連していた。「学校スリム化」論は、学校や教師の担ってきた役割を地域社会へ放任しようとするが、ちょうどそれを受けとめる位置に、「開かれた運動部活動」論があった。そのため、参加民主主義的な議論の流れが、皮肉にも、新自由主義的な政策の流れと一致し、多様化＝外部化路線で、運動部活動を再編させる方向で合流することになった。

最後に、もう1つ運動部活動の多様化＝外部化を推進したことについて触れておきたい。それは、競技力向上のために一貫指導が必要であると主張するである。東京オリンピックにおける選手中心主義が反省されて以来、競技力向上の観点から運動部活動を論じる議論は少なくなっていたが、1990年以降、その観点から運動部活動を否定的に評価する議論が出てきた。それは学校段階ごとに分かれた運動部活動では一貫した指導ができない。そのため、競技力向上の観点からは、学校教育外に一貫した指導体制を確立し、運動部活動を地域社会へ移行することが求められていった。1990年代から2000年代にかけては、こうした競技力向上のための一貫指導を求める議論や、先の「開かれた運動部活動」論など、異なる文脈にある複数の議論群が、歩を揃えて、運動部活動の多様化＝外部化を推進することになるのである。

第Ⅲ部 運動部活動の教育的効果

本章では、運動部活動が生徒の成長に与える教育的効果について、身体的発達、精神的成長、社会性の育成の観点から多角的に分析し、さらには学習意欲や生涯スポーツとの関連についても考察する。

運動部活動は、生徒の体力向上や健康増進に大きく寄与する。定期的な運動習慣の形成を通じて、筋力や持久力の向上、肥満予防、生活習慣病のリスク低減など、身体的な健康効果が期待される。特に、近年の子どもたちの運動不足が問題視される中で、学校における運動機会の提供は重要な役割を果たす。また、スポーツを通じた身体操作能力の向上も運動部活動の重要な側面である。例えば、バスケットボールやサッカーでは俊敏性が、陸上競技では持久力や瞬発力が求められる。これらの競技特性に応じたトレーニングを行うことで、生徒は身体の使い方を学び、自己の身体能力を最大限に活かす方法を習得する。

さらに、適度な運動はストレスの軽減にも寄与するとされている。運動によるエンドルフィンの分泌は、ストレス耐性を向上させ、精神的な安定をもたらす。特に、受験期の生徒にとっては、学業と部活動の両立を図る中で、適度な運動が集中力や学習効率の向上にも寄与すると考えられる。

運動部活動は、生徒の精神的な成長にも多大な影響を及ぼす。競技を通じて目標を設定し、それに向かって努力する過程で、忍耐力や自己規律、達成感を得ることができる。このような経験は、生徒の自己肯定感や自信の向上につながる。

また、試合や大会での成功や失敗を経験することで、精神的な強さやストレス耐性が養われる。勝敗のある競技の中で、成功を味わうことは達成感を与える一

方、敗北を経験することで挫折を乗り越える力を養うことができる。このような経験は、将来的に社会に出た際に直面する困難や挑戦を乗り越える力へとつながる。

さらに、練習や試合を通じて、目標達成のために努力することの大切さを学ぶことができる。特に、長期的な目標を持ち、それに向かって計画的に取り組む姿勢は、学業や将来のキャリア形成にも良い影響を与えるとされている。運動部活動は、生徒の社会性を育む場としても重要である。チームスポーツにおいては、協調性やコミュニケーション能力、リーダーシップが求められる。例えば、バスケットボールやサッカーでは、チームメイトと連携しながらプレーを進めることが不可欠であり、その過程で他者との協力の重要性を学ぶことができる。

また、部活動を通じて異学年の生徒や指導者と関わることにより、上下関係の中での礼儀やマナーを学ぶ機会にもなる。特に、日本の学校文化においては、先輩・後輩関係が重視されるため、こうした経験は社会人になった際の円滑な人間関係の構築にも役立つ。

加えて、部活動では試合や大会の際に他校の生徒とも交流する機会があり、競技を通じた友情やライバル関係が生まれる。こうした経験は、異なる環境の人々との関わり方を学ぶ機会となり、広い視野を持つことにもつながる。運動部活動への参加は、学習意欲の向上にも寄与するとされている。文部科学省の調査によると、運動部活動に積極的に参加する生徒は、学業成績が向上する傾向があると報告されている。この背景には、運動を通じて得られる達成感や自己効力感が、学習に対するモチベーションを高める効果があることが考えられる。また、部活動

を行うことで時間管理能力が向上し、限られた時間の中で効率的に学習を進める習慣が身につくことも学業成績の向上に寄与する要因となる。例えば、部活動後に集中して勉強する生徒は、短時間で効果的に学習を進めるスキルを身につけることができる。

運動部活動で培った運動習慣やスポーツに対する興味・関心は、生涯にわたる健康的な生活の基盤となる。若年期に身につけた運動習慣は、成人期以降のスポーツ参加や健康維持行動に影響を与えるとされており、運動部活動はその基盤形成に重要な役割を果たす。特に、近年の健康志向の高まりの中で、生涯スポーツの重要性が強調されている。運動部活動を通じて得た経験は、将来的にジョギングやフィットネス、地域スポーツクラブへの参加といった形で継続されることが期待される。

本章では、運動部活動の教育的効果について、身体的発達、精神的成長、社会性の育成、学習意欲の向上、生涯スポーツの基盤形成といった観点から分析した。運動部活動は、生徒の成長に多面的に寄与する重要な活動であり、適切な指導や環境整備を通じて、その効果を最大限に活かすことが求められる。今後も、運動部活動の持続可能な発展と、生徒の健全な成長を支えるための取り組みが継続されるべきである。特に、指導者の育成や活動の適正化、地域社会との連携などを通じて、より良い運動部活動のあり方が模索されることが望まれる。

第IV部 生徒主体の運動部活動

第1節 生徒主体の運動部活動とは

生徒主体の運動部活動とは、活動の方針決定や運営において生徒が積極的に関与し、自らの意思に基づいて部活動を運営・改善する形態を指す。従来の運動部活動は、顧問教員や外部指導者が主導的な役割を担い、生徒はその指示に従う形が一般的であった。しかしながら、生徒主体の運動部活動においては、部活動の方向性の決定、練習の計画立案、チーム運営に至るまで、生徒が主体的に関与することを特徴とする。このような運営形態は、生徒の自律的な成長や協働的な学びを促進するものであり、部活動の教育的意義をより一層高める可能性を有している。

生徒主体の運動部活動の特徴として、第一に意思決定への参加が挙げられる。生徒が練習メニューの作成や試合方針の決定、チーム運営のルール策定などに主体的に関与し、部長やキャプテンを中心とした意思決定機構を整備することが求められる。第二に、役割分担とリーダーシップの育成が重要である。部長、副部長、キャプテンに加え、戦術リーダー、メンタルサポート担当、対外連絡係などの役職を設けることで、生徒が主体的に役割を担い、組織運営能力を育成する機会を提供することができる。第三に、自主的な練習の計画立案と実行が挙げられる。生徒が自ら目標を設定し、それに基づいた練習メニューを立案・実行することで、競技に対する理解が深まり、継続的な成長が促される。第四に、対話を重視した運営の実践が必要である。定期的なミーティングを実施し、部活動の方針や課題について議論することで、生徒が自身の意見を表明し、協働的に解決策を模索する環境を整えることが求められる。第五に、指導者との協働関係の構築が

不可欠である。生徒主体の運営を実現するにあたり、完全に生徒のみで活動を運営するのではなく、指導者が適切な助言を行うことが重要である。特に、指導者が生徒の主体性を尊重しつつ、安全面や競技力向上の観点から適切なサポートを提供することで、生徒主体の部活動の実現が可能となる。

生徒主体の運動部活動は、従来の指導者主導型の部活動と比較して、教育的意義が高いと考えられる。具体的には、第一に自主性および責任感の向上が挙げられる。生徒が自ら考え、行動し、その結果に責任を持つ経験を通じて、社会において求められる主体性および責任感が養われる。第二に、協調性およびチームワークの涵養が期待される。部活動の運営において、仲間と協力しながら意思決定を行うことで、協調性やコミュニケーション能力の向上が図られる。第三に、問題解決能力の育成がある。部活動に関する課題やトラブルに対して、生徒が自ら解決策を模索することで、論理的思考力や問題解決能力が向上する。第四に、競技力向上および継続的な学習の促進が挙げられる。トレーニング方法や試合の戦略を自主的に考案することにより、競技に対する理解が深まり、継続的な学習態度が身につく。第五に、指導者依存型の運営からの脱却が可能となる。指導者に依存するのではなく、生徒が主体的に考え行動する環境を整えることで、自律的な学習態度を育むことができ、ひいては卒業後のキャリア形成や社会生活においてもその能力を発揮することが期待される。

第2節 生徒主体の部活動の実態

近年、生徒主体の部活動の必要性が議論される中で、実際の運動部活動における生徒の主体性がどのような状況にあるのかを明らかにすることが求められる。文部科学省の「学校部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（2022）で

は、生徒の主体的な関与の促進が強調されており、各学校での取り組みが進められている。しかし、実態としては、依然として指導者主導型の運営が多く、意思決定の大部分を教員が担うケースが一般的である。

生徒の意思決定への関与度を分析すると、部活動の年間計画や試合への参加方針の決定などは、多くの学校において顧問教員が主導し、生徒が意見を述べる機会は十分に確保されていないことが明らかになっている。一方で、一部の学校では、生徒が練習メニューの作成に関与し、チームの方向性を主体的に決定する取り組みも報告されている。

また、部活動における役割分担の実態を見ると、部長や副部長、キャプテンといった伝統的な役職は存在するものの、それ以外の役割が十分に機能していない場合が多い。戦術リーダー、メンタルサポート担当、広報・対外連絡担当などの新たな役職を設ける試みも一部の学校で見られるものの、広く浸透しているとは言い難い。また、自主的な練習計画の立案についても、依然として指導者が主導する形が主流であり、生徒が自ら考案した練習メニューを実践する機会は限定的である。

さらに、指導者との関係性においては、生徒主体の運動部活動を推進するために、指導者の役割の在り方を見直す必要がある。完全に生徒のみで部活動を運営することは現実的ではないが、指導者が主導権を握る形では、生徒の主体性が発揮されにくい。一方で、指導者が「ファシリテーター」としての役割を果たし、生徒が意思決定を行う際に適切な支援を提供する形態は、生徒の主体性を育むうえで効果的であると考えられる。

本章では、生徒主体の運動部活動の概念およびその意義について整理し、現状の運動部活動における生徒の主体性の実態について検討した。現状としては、多くの学校において指導者主導の運営が主流であり、生徒の意思決定への関与度は限定的である。一方で、一部の学校では、生徒が練習計画の立案や部活動の運営に積極的に関与する取り組みが進められており、これが生徒の自主性向上に寄与している。次章では、生徒主体の運動部活動を実現するための具体的なモデル案について検討する。

第3節 生徒主体の部活動のモデル案

本章では、これまでの議論を踏まえ、生徒主体の運動部活動を具体的にどのような形で実現するかについてのモデル案を提示する。従来の指導者主導型の部活動では、生徒が意思決定の主体となる機会が限られていたが、生徒主体の部活動では、生徒が自らの目標を設定し、練習メニューを計画し、運営に関与することが求められる。そのため、本モデル案では、①生徒の意思決定への積極的な関与、②役割分担の明確化、③自主的な練習の推進、④指導者との適切な協働、⑤対話を重視した組織運営の5つの要素を柱として構成する。

生徒主体の部活動を実現するためには、まず生徒が部活動の方針決定に関与できる仕組みを整えることが不可欠である。そのため、各部活動において「生徒運営委員会」を設置し、部長、副部長、キャプテン、戦術リーダー、メンタルサポート担当などの生徒が定期的に会議を開き、練習計画や大会出場方針を協議する体制を構築する。また、重要な意思決定を行う際には、全体ミーティングを実施し、

部員全員が意見を出し合える場を提供することが望ましい。こうした取り組みにより、生徒が主体的に部活動を運営する意識を高めることができる。また、部長やキャプテンのみに運営の責任が集中することを避けるため、役割を細分化し、それぞれの生徒が主体的に活動に貢献できる体制を整えることが求められる。具体的には、以下のような役職を設け、責任の分担を明確にする。

【表 1】 生徒運営委員会における各役職とその役割

部長	部全体の方針決定を担い、部員の意見を集約し、顧問と連携する。
キャプテン	競技面のリーダーとして、チームの統率や戦略策定を行う。
戦術リーダー	試合戦略や練習メニューの立案を担当し、技術的な向上を図る。
メンタル サポート担当	部員の心理的サポートを行い、モチベーション管理を支援する。
広報・対外 連絡担当	試合の運営や対外試合の調整、SNS 等での広報活動を担当する。

これらの役職を設けることで、生徒が主体的に部活動の運営に関与し、チーム全体の協働意識を高めることが可能となる。また、リーダーシップ研修や運営に関するワークショップを実施し、役職ごとの責任を明確にすることが望ましい。

生徒主体の運動部活動では、練習計画の策定を生徒自身が行い、実行することが求められる。具体的には、「年間目標」「月間計画」「週間メニュー」の三層構造で練習計画を策定し、各リーダーが担当を分けて管理する方式が有効である。また、各練習後には振り返りを行い、必要に応じて練習メニューを調整するPDCAサイクルを導入することで、計画の精度を高めることができる。

生徒主体の部活動において、指導者は従来の「指導者」から「ファシリテーター（支援者）」の役割へと移行することが求められる。具体的には、生徒の意思決定を尊重し、必要な助言やフィードバックを行うことにとどめ、技術的な指導をしつつも、生徒自身が考える機会を奪わないよう配慮することや、練習の安全管理や健康面のサポートを行い、生徒の活動を適切に支援するといったことである。指導者の関与を調整していくことで、生徒の自主性を損なうことなく、安全かつ効果的な部活動運営を実現することが可能となる。

最後に、部内での円滑なコミュニケーションが不可欠である。定期的なミーティングを実施し、チームの方針や練習計画の確認、課題の共有を行う。また、意見交換の場を設けることで、部員一人ひとりが部活動の運営に関与しやすくなるだろう。加えて、フィードバックシートの導入や匿名アンケートを実施することで、生徒間の率直な意見交換を促進し、より良い運営につなげることができる。

本章では、生徒主体の運動部活動を実現するための具体的なモデル案について検討した。本モデルでは、①生徒の意思決定への積極的な関与、②役割分担の明確化、③自主的な練習の推進、④指導者との適切な協働、⑤対話を重視した組織運営の5つの要素を柱とし、具体的な方策を提示した。これにより、生徒が主体

的に部活動を運営し、リーダーシップや問題解決能力を育成する環境を整えることが可能となる。

終わりに

本研究では、生徒主体の運動部活動について考察し、その意義や現状を分析したうえで、生徒主体の部活動運営を実現するための具体的なモデル案を提案した。従来の指導者主導型の運動部活動においては、顧問教員や外部指導者が主導的な役割を担い、生徒の意思決定への関与は限定的であった。一方で、生徒が部活動の運営に積極的に関与することにより、自主性や責任感、協調性、問題解決能力を育むことが可能となる。本研究では、生徒主体の運動部活動の意義を明確にし、意思決定の仕組み、役割分担の整備、練習計画の自主性、指導者との協働、対話を重視した組織運営といった観点から、具体的なモデル案を提示した。

しかし、本研究にはいくつかの課題が残されている。第一に、提案したモデル案の有効性について、実際の教育現場における実証的な検証が十分に行われていない点が挙げられる。本研究では文献調査や既存の事例分析をもとにモデルを構築したが、実際の学校現場に導入した際にどのような効果があるのか、またどのような課題が生じるのかについては、今後の研究で検証を行う必要がある。特に、学校や地域の特性、競技の種類、部活動の規模によって生徒主体の運営がどのように機能するのかを具体的に明らかにすることが求められる。

第二に、本研究では主に「生徒の主体性」に焦点を当てたが、指導者の視点や負担軽減に関する議論が十分に行われていない点も課題として挙げられる。近年、教員の働き方改革が進められる中で、部活動における教員の関与をどのように調整するかは重要な論点である。生徒主体の運営を推進することで、教員の負担を軽

減しつつ、生徒の自主性を育むバランスをどのように取るかについては、さらなる検討が必要である。

第三に、保護者や地域社会との連携についても、本研究では十分に論じることができなかった。生徒主体の運動部活動を実現するためには、学校内だけでなく、保護者や地域社会との協力が欠かせない。例えば、地域のスポーツ指導者や卒業生がサポートする形態を取り入れることで、指導の質を確保しつつ、生徒の主体性を尊重することが可能になると考えられる。こうした外部との連携の具体的な在り方については、今後の課題として残されている。

今後の研究では、まず提案したモデル案を実際の部活動に導入し、その効果を実証的に検証することが求められる。具体的には、いくつかの学校を対象に生徒主体の運営モデルを試験的に導入し、部活動の継続率や生徒の満足度、競技力の向上、生徒の成長実感などの観点から、その有効性を測定することが重要である。また、生徒・指導者・保護者といった関係者の意見を収集し、モデルの改善点を明らかにすることで、より実践的な部活動運営の在り方を模索することができる。

さらに、部活動の形態が多様化する中で、生徒主体の運営がどのような環境に適しているのかを詳細に分析することも重要である。例えば、運動部と文化部では求められるスキルや運営の仕組みが異なるため、それぞれに適した主体的運営のモデルを検討する必要がある。また、地域差や学校規模による影響も考慮し、都市部と地方の学校での実践例を比較することも有益であろう。

加えて、デジタル技術の活用も今後の課題として挙げられる。近年、スポーツア

ナリティクスやオンラインコーチングの導入が進んでおり、これらを活用することで、生徒主体の運営をより効果的に支援できる可能性がある。例えば、データ分析ツールを活用して生徒が自ら練習の進捗を管理する仕組みや、オンラインで外部指導者と連携するモデルを構築することで、生徒の主体性をより高めることができると考えられる。

本研究を通じて、生徒主体の運動部活動が、単なる競技力向上の場にとどまらず、生徒の主体性や協働性を育成する教育的な意義を持つことを明らかにした。現状では指導者主導型の運営が依然として多くの学校で主流であるが、生徒が主体的に運営に関与することで、自己決定力やリーダーシップ、問題解決能力を高めることが可能である。また、生徒主体の部活動運営は、指導者の負担軽減にもつながる可能性があり、教育現場の持続可能な運営モデルとしての価値も見出される。しかしながら、その実現にはさまざまな課題が伴うことも事実であり、本研究の提案はまだ理論的な段階にとどまっている。今後は、実証研究を通じてモデルの有効性を検証し、より現実的かつ実践的な運動部活動の在り方を探求する必要がある。また、指導者の役割の変化、保護者や地域社会との連携、テクノロジーの活用といった側面についても、さらなる研究が求められる。

部活動は、単なる課外活動ではなく、生徒の成長を促す貴重な教育の場である。今後もその在り方を問い直しながら、より良い教育環境を構築するための研究と実践が求められる。以上の考察をもとに、本研究が今後の部活動改革に寄与し、生徒主体の運動部活動の実現に向けた一助となることを期待する。

参考文献・資料

内田良(2021)「部活動の社会学」 岩波書店

神谷拓(2015)「運動部活動の教育学入門」 大修館書店

神谷拓(2020)「部活動学 子供が主体のよりよいクラブをつくる 24 の視点」

ベースボールマガジン社

中澤篤史(2014)「運動部活動の戦後と現在 なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか」 青弓社

文部科学省(2013)「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」

スポーツ庁(2018)運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」

今宿裕(2019 年)「学校運動部活動の効果に関する研究の変遷と課題」

中島祖生(1996)「主体的な部活動を求めて」信濃教育会『信濃教育』(1316)

p. 34-41

満行裕二・渡邊満(2001)

「生徒による中学校部活動の運営と教育的効果の研究ーコミュニケーション的行為の理論に基づく人間関係づくりの視点からー」 兵庫教育大学心の教育実践コース生徒指導研究編集委員会 編『生徒指導研究 = Bulletin of counseling and guidance』(12) p. 21-33

相川高雄(1980)「クラブ活動と部活動の指導入門」 明治図書

文部科学省（2021）「運動部活動の地域移行に関する課題及び解決方策について」

スポーツ庁(2017) 「運動部活動の現状について」

笹川スポーツ財団(2018) 「運動部活動の現状と課題～中高生のスポーツ環境の維持・改善に向けて」